

プラトン『法律』(その二)

W・イエーガー
村島義彦訳

(五) 国民教育のための法

プラトンは、教育という分野ほど、一般的な法を用いて生き方に効果的に働きかけるのがむづかしい場所はない、と十分に自覚していた。およそ教育の大部分は、家庭の中で、つまりは家族の間で実行され、ために公的な批判は、ほとんど為されなかったからである。家庭の影響こそは、教育に及ぼす最大の力であった。プラトンは、当の家庭では、規則よりは教化を介して事が達成されると信じていた。目下のところ、私的な教育は、さまざまの家庭で完全に対立し合う方針の下に為されていて、立法家も、たいていは些細な、それと分かり辛い事柄に顔を覗かせて、こうした分裂自体に策を講じられないでいた。正しい教育の本質を把握しようとして生じたこの雑多さは、しかし、もたらす一般効果の点で、記された成文の法の権威をあからさまに揺り動かした。かくして、対抗策に法を制定するのは、なるほど困難であったけれども、かといって、単に押し黙っているのも叶わなかった。プラトンは、こうしたコメントを通して、アテナイと、その他の大半のギリシア都市国家が置かれた状況をピタリと言い当てていた。双方ともに、そもそもその教育を法で統制する道知らなかったからである。時間の上では教育をめぐる法に先立つはずの、結婚と子供の出産をめぐる法については、プラトンはすでに、

そうした統制に向けた土台をしっかりと敷いていた。手を取り合って結婚を熱望する男女のペアは、その際、果たすべき最高の社会目的として、できるだけ美しく素晴らしい子供の出産を、互いの念頭に置いておかなくてはならなかった。プラトンはしかし、『国家』における国守りの場合とは違って、夫婦の人選は国家の手に委ねるべきだ、などと命じていない。かれはさらに、『法律』では、結婚そのものにも手を付けていない。かれはあくまでも、男女のペアに、先に挙げた点に付けても注意してほしい、と忠告した上で、婦人たちの委員会を制定し、そのオフィスを出産の女神エイレイティアの神殿内に設けているにすぎない。委員会の婦人たちは、オフィスで、ともに勤務時間を過ごし、数々の相談に応じるのである。かの女たちの手には、結婚をめぐる監督権が具わっていて、この権限は、子供を出産する適性期間に合わせて、およそ一〇年に及んだ。かの女たちは、男女のペアが、後継者の産み落としに必要な関心を払わないか、あるいは、子供をもうける能力に欠ける場合に、積極的に介入した。わけても後者の場合、当のペアは、離婚を強いられた。委員会のメンバーは、家々に足を運んでは、年若い妻たちに助言し、無知から生じる不妊のトラブルを回避させた。そして、かの女たちのすぐれた見識と訓戒に、なおあえて故意に耳を貸さない頑固な連中に対しては、細目にわたる懲罰の体系が、わけても結婚の罰則が制定されるだる

う。^⑤

ここにおいて依拠されているのは、スパルタの法が提案する事項であった。プラトンは、単にこれを拡張したにすぎない。われわれもまた、クリティアスやクセノフォンから、スパルタ人の国家とその躰のあり方に関してまとめられた当の作品を介して、スパルタでは、早くも妊娠と出産の時期から、次代の市民に向けた援助の数々がすでに始められていたのを耳にしていた。^⑥ここにみる優生学的な発想は、前四世紀の哲学作品において大きな喝采を博していた。そして、プラトンにせよアリストテレスにせよ、こうした発想を自らの理想国に喜んで迎え入れたのだった。かれらの作品を介して、プルタルコスも、さらには後のその他の教育著述家たちも、そもそもその優生学的な発想を受け継ぐことができた。プラトンの『法律』に特徴的なのは、他でもない、この作品でかれが、より良く健全な若者を育成するにあたり、そこでの生理学的かつ優生学的な土台に『国家』にまさる大きな注意を払っている点であり、さらには、道徳教育に決定的な意味をもつ段階を、この作品でかれが、早々の幼児期に移している点なのである。医学分野における栄養学が、ここでのプラトンの発想に大きな影響を及ぼしていたのは、あえて断るまでもない。プラトンが、子供にとっての運動は、母胎の中でも図られるべきだと強く訴えていたなら、^⑦これは要するに、体育システムの単なる拡張にすぎず、そうしたシステムには、当時の医学も主たる関心を寄せていたからである。プラトンは、鬪鶏その他、鬪わせる目的で飼われた小さな鳥たちを例に引きながら、そうした鳥たちが、飼い主の手で鬪むのに向けて訓練される様子を引き合いに出している。それは、より具体的には、腕に抱かれるか小脇に抱えられるかして、飼い主と一緒に、長い散歩に連れ出される形をとったのだ。^⑧自前の汗を流しながら、はたまた何らの汗も流さないで得られる身体の振動は、単に鳥ばかりか、われわれ人間

をも逞しく鍛え上げる効用を具えていた。この点については、散歩、ブランコ乗り、ボートでの海への漕ぎ出し、馬術、その他の運動からも証明されるにちがいない。^⑨プラトンはだから、妊婦には散歩を勧め、新生児にはマッサージと二歳までのオムツを命じるのである。乳母は、子供たちが自力で立てるまで、その腕に抱えて田舎に連れ出し、神社や親戚に詣でなくてはならない。^⑩プラトンは、世の母や乳母からの反発を十分に予期していたけれども、こうした勧告は、それにもかかわらず、広く世の親の耳に入れられないでは済まなかつた。自らの義務について当の本人を啓発し、これを怠った結果が何を招くかに注意を喚起するためである。^⑪子供たちは、その後も、絶えざる運動の中で養われる必要があり、大人の手で、人為的に休止を強いられるはならない。運動の手を休めることは、子供の本性にそぐわないからである。子供なら、昼も夜も、あたかも船の上のように、リズムカルな動きの中に身を置かなくてはならない。^⑫子供を宥めようとすれば、固く口を噤ませるよりは自由に歌わせる方を選ぶべきである。外なる動きは、内なる不安を解き放ち、心自体を鎮めてくれるからである。^⑬プラトンは、エートスないし性格を心理学的に形造るにあたり、生理学的要素がいかに大きく作用しているかを十分に認識していたから、こうした医学的問題にこれほど大きな注意を払ったのだ。^⑭だから、新生児の身体的な扱いをめぐる理論は、そのまま直接、ここにいう性格の心理学的形成に視点を移すことになった。身体の動きを介して、子供の内部に快適なくつろぎを生み出し、その逆の不快な緊張を除き去るのは、魂の形成に向けた第一歩に他ならない。プラトンは実に、およそ人間の教育たるもの、ここにいう魂の形成を描いてないと理解していたから、世にいう幼児教育学の創始者となったのである。

子供を不安感情から解き放つのは、当人を、勇敢に向けて教育する第

一步にちがいない。プラトンが、新生児の体育に期待したのは、まさしくこの効用であった。諸々の不満や苛立ちは、つまるところ恐怖を醸成する。プラトンはだから、単なる甘やかしでもなく、かといって単なる押さえ込みでもない、双方の正しい中道を選び取るべきだと訴えるのである。一方は、過敏と不機嫌を導くし、他方は、伸びやかさの欠如と卑屈と人間嫌いを導くからである。これ自体は、いうところの劣等コンプレックスの育て上げであって、教育者なら、何とか避けようと入念に配慮しなくてはならない。劣等コンプレックスは、過剰な教育が招く直接の結果と考えてよいからである。教育であるなら、そもそも子供を快活に向けて形造る、という目標を掲げていなくてはならない。というのも、われわれの性格を豊かなハーモニーと申し分のないバランスで彩るための基盤は、はるか幼時期に求められてしかるべきだからである。こうした「黄金の中道」に至るには、当の子供に、もっぱら快樂のみをひたすら供給しても、あるいは逆に、おおよそ快樂のすべてからひたすら遠ざけても、とうてい叶うものではない。習慣というのは大きな力を具えている。プラトンはそして、習慣を意味する「エトス」から、性格を意味する「エートス」を直接に導き出していた。さて、ここにいうバランスを習慣づける営みは、早くも三歳時点から始められなくてはならない。この年頃では、新生児も、ほぼ完全に快感と不快感に支配されていたからである。プラトンは、ここに掲げた命令の類いを、書かれた成文の法と考えないで、むしろ「書かれざる不文の慣例（アグラパ・ノミマ）」と考えている。かれ自身は、こうした不文の慣例に最高の価値を置いて、おおよそ国家を一つに結び合わせる絆（デスモイ・ポリテイアス）は、これを描いてないと称していた。不文の慣例という絆は、機構全体を一つにまとめ上げ、これが抜き去られたら、機構そのものも倒壊の運命を免れない。教育を彩るさまざまな規範は、基本的に、この種の確固たる慣習

（エテー）や慣例（エピテーデウマタ）から出来上がっている。そうした慣習にしる慣例にしる、書かれた成文の法（ノモス）よりいっそう強力なのである。新しいポリスを構築して、これをしつかりと一つにまとめ上げようとすれば、ここでの両要素（不文の慣例と成文の法）を欠くことはできない。時代は下がって、キケロもやはり、広く人間生活の基礎をなす、書かれた規範と書かれざる規範の全体的な複合体を特徴づけるべく、自らの倫理的で国家哲学的な作品において、しばしば、「法令と習慣（レゲス・エット・モレス）」ないし「法令とこれに勝る慣例（レゲス・エット・インスティチュタ・マイオールム）」という言葉を用いていた。ここにもみる法令と習慣の二重性は、ギリシア国家の古典時代にまで逆上るにちがいない。プラトンは、こうした現実の社会構造から当の概念を手に入れて、これを、後の世代の哲学的思索に取り次いだのであった。かれ自身はしかし、いささか抗議の声を漏らして、不文の習慣や慣例の類いは、厳密には、「法律」というタイトルを具えたこの作品で扱うに相応しくないと語っていた。にもかかわらず、こうした泉から多くを汲み取っていたとすれば、それはまさに、ここでの概念が十分に鋭く区分されていたからでなく、むしろ、かれにおける「教育の動機がそうさせた結果であった。プラトンは、そもそも立法を徹底して「教育的に解釈したから、立法という概念をまことに広く捉えて、自らの作品に、不文の習慣や慣例の類いもたっぷり受け入れたのだった。というのも『法律』は、いずれにせよ、銅版に刻んで城に掲げるべき代物というよりは、いうところの文学作品にすぎなかったからである。『法律』に数多く記載された、異国の人たちの慣例（ノミマ）に関する興味ある引用文も証明するように、この作品のこうした箇所背後には、ヘラスとバルパロイの「慣例（ノミマ）」をめぐる驚くほど膨大な調査と研究が、そもそもその成文の法を比較し合う膨大な調査と研究に劣らない形で、ま

れもなく存在した^⑤。当時は、ギリシアの地に居を定めるギリシア国民と異国の人たちが、慣例の歴史に最も熱い関心を示した時代であった。アカデメイアでも、こうした関連で明らかに、不文の慣例をめぐる調査と研究が積極的に営まれ、こうした仕事のバトン^⑥は、アリストテレスに受け継がれたのだった。

プラトンは、子供の教育に、年齢に応じて段階を設けた。まず、三歳から六歳までの子供は、ひたすら遊ばなくてはならない。この年齢段階では、すでに、甘ったれた過敏な子供に罰を課すことも許される。その際の罰はしかし、罰された本人の内に怒りを残してもならないし、かといって、不埒な所業を罰なしに放置してはならない。この年齢の子供たちは、一緒に集まったなら、自らの手で遊びを考案しなくてはならず、大人がそれに指図を与えてはならない。こうした子供同士の集会を、プラトンは、各々の地区(コーメー)に定められた聖域で催そうとした。こうしてかれは、近代における幼稚園の成果を先取りしたのだった。この集会において、乳母は、託された子供たちの振る舞いを監視しなくてはならない。乳母自身と子供集団全体——あるいは、プラトンが用いるスパルタの言い回しに従うなら「群れ(アゲレー)——は、あえて結婚監視委員会からこの目的で選ばれた十二人委員会のメンバー(女性の一人の監督下に置かれる^⑦。少年と少女の教育は、六歳まで、すべて女性の手に委ねられるべきである。そうした教育は、あくまでも男女共学なのだが、この年齢を過ぎると、プラトンは、ためらわずに男女別学を導入している^⑧。この後の訓練は、右利き用と左利き用を同時平行させ、今日のように、単に片方用に限定されてはならない。以前にはあまりに短く切り上げられた体育が、この時点で、改めて汚名を挽回するだろう^⑨。ここでの体育はしかし、ダンスとレスリングに中身を限定されている。体育の中で、のちの軍事訓練に役立たないものは、すべからず廃棄され

た^⑩。当時の自己目的化された競技種目の大半は、そうした破棄を宣告されたにちがいない。この領域における教官の任用をめぐって、プラトン自身がのちに語っているところに従うなら、あるいはこう推定できるかもしれない。かれは、軍事訓練の観点に立った体育の概念が、驚くほど世に普及した姿を目にしたいと考えているのだな、だから、『法律』に登場する国家には、広く世の称賛を博するギリシアの体育について、単にその名前しか記されていないのだな、と。この『法律』で目にされるのは、軽武装兵と重武装兵に向けて弓や飛礮や剣の扱い方をコーチする、そしてまた、軍隊演習や設営や騎兵戦等々のあらゆる戦術をコーチする、有給で雇われた専門教師に関する記述である。プラトンはそして、ここに挙げたすべてが「体育的訓練」の名で一括されうると、この箇所ではつきり説明している。これら自体はなるほど、もつと後の訓練段階ではじめて用いられるのだけれども、それらを今、体育の初歩段階に関して語られた中身に合体させるなら、その時にはじめて、競技種目の削減をめぐるプラトンの規定を眺めるべき観点が明らかになるにちがいない。かれが目にしたいと切に望んでいるのは、人間の身に着ける様式が洗練され、高貴と自由をいつそう具えていることを措いてない。このためには、かれの求めている形の体育が、大いに重要な手段となるだろう。プラトンはだから、クレタではキュレーテに捧げられ、スパルタではディオスクロイに捧げられ、アテナイではデーメーテルとコレに捧げられたとされる、古えの過激なダンスを復活すべしと訴えるのである^⑪。こうした訴えは、すでにアリストファネスが『雲』において、この種のダンスの衰微は、古き良き教育の没落を告げる何よりのしるしなのだ、と激しく非難していたのを思い出させるにちがいない^⑫。プラトンは、いまだ戦争に参加しなくてよい年齢の若者たちが、パルテノン神殿のフリーズ(帯状装飾)に理想的な姿で目にされるごとく、神々を称えつつ、車や馬

を用いて厳かなパレードを練り広げている様子をじつと心の中で眺めると共に、かれらを、競技大会やその予選に出場させ、自らの力量を測らせたのだった。

ここでのプラトンの理論に登場する軍人精神の強化に向けた風潮は、同じく、当時の政治状況下でもやはり著しかった。市民たちに課された一般的な兵役義務は、その起源を溯るなら、単にスパルタの制度に行き着くのみでなく、同じく、アテナイ民主制下の市民生活を支える法的基盤にも行き着いた。こうした兵役義務は、単に、非民主的とみられなかったばかりか、むしろ逆に、民主国家の市民として個々人が享受する諸々の自由を支える自明の前提とみられたのだった。アテナイは、前五世紀における最盛期に数多くの戦争を体験したのだが、それらを介して、ここでの兵役義務の履行は、いかなる疑問も差し挟む余地のない自明の事柄とみなされた。けれども、前四世紀に傭兵制度が成立すると、市民の間に祖国を守る力と熱意が衰退し、こうした傾向を憂うる嘆きと不満が広く耳にされるようになった。もともと、エフェボス（一八〜二〇歳の青年）を対象とした二年に互る兵役義務は、その際にも依然として存続した。実のところ、かれらの兵役義務は、傭兵制の導入による国防の力と熱意の衰えによって、若者教育の側面をいっそう強調されるようになった。世の大人たちは、カイロネイアの戦いに敗れた以上、エフェボスたちの訓練について立法する（『エフェボス』を成立させる）にあたり、アテナイ国家は、プラトンが『法律』に示した具体的提案の数々を、なおのこと本気で採り入れなくてはならない、と固く信じていた。これはしかし、『エフェボス』という制度の年齢を考えると、まさにアナクロニズムであって、とうてい成り立たないだろう。この制度の起源は、はるかに先の時代に溯るからである。とはいえ、プラトンの『法律』を貫いていた精神と、アテナイ民主制において、この作品が登場して一〇年の

間、つまりはリクルゴスの改革の時代に重きをなしていた精神は、同じ一つのものであった。そこではしかし、そもその自由はすでに完全に失われていた。救いの手段は、本当に救うのであれば、用いるのがあまりに遅すぎた。というのも、市民たちの大半が、兵役義務は不可欠であると本当に理解したのは、敗戦という動かしがたい事実にわが身を晒した時点であり、この敗戦はしかも、アテナイ民主制を永久に地上から葬り去ったからである。

体育に続いては音楽が登場する。もともと、音楽はすでに『法律』の第二巻で、正しい快感を幼い時期から習慣づける問題に関連させて論及されていたから、これを改めて取り上げるのは、余計な事柄のように思われるかもしれない。プラトンはしかも、第七巻でも、同じ観点から音楽教育にアプローチしていたのである。音楽教育をめぐる『法律』に語られる中身は、ここでの観点を介して、わけても『国家』におけるこれと対応した解説から区別されるだろう。『国家』でとりわけ配慮されていたのは、プラトンの哲学が導き出す道徳面と形而上学面での新たな思想を、音楽における内容と様式を査定する尺度に用いる点であった。対して『法律』での関心は、先にも指摘したように、教育という仕事を心理学的に基礎づける点に向けられ、かくして、無自覚的な存在（『幼児』の育成からスタートしたからである。『法律』の第二巻では、いまだに規範の問題が中心をなし、ここでの対話は、芸術に関わる事柄の正しさをめぐって、そもそも誰が本當の判定を下せるのか、の問いに長く留まっていたけれども、第七巻では、プラトン自身が立法家として登場し、その際の前面に据えられていたのは、『遊びの中で学ぶ』という発想であった。この発想自体は、すでに先の論究でも述べられていたけれども、プラトンはしかし、今や、遊びの教育価値をめぐる新たな原則的解説に着手したのだった。それというのも、遊びの教育価値など、これま

でどの国家でも完全に誤解されていたからである。④ところで、こうした反復はそれ自体、プラトンにおける教育者としてのエートスに具わった必然の様式であったのか、それとも、『法律』という作品の未完了に条件づけられていたのか。いずれにせよ、当の反復は、プラトンにとってどこが問題であったのか、をはっきりと示唆してくれるだろう。遊びという問題は、老齢に達したかれにとって、以前よりもさらに強い注意を引いたにちがいない。それもまさに、正しいエートスを早い時期に形造る効果的な手段として。三歳から六歳までの遊びについては、子供は、自らの創意工夫を存分に発揮することを許されていた。けれども、この年齢を過ぎると、特定の精神を呼吸する特定の遊びが、はっきりと指定されることになった。およそ教育であるかぎり、諸々の規範の安定性を最大の前提とし、それゆえまた、良き伝統の維持に向けた国家制度の永続性を最大の前提にしたから、プラトンは、すでに『国家』に指摘された、音楽的伝統に何らの変更も加えずに保持する上での指図の数々を、ここ『法律』において、特定の遊びの様式へと早い時期から子供を習慣づける営みに基礎づけようと腐心した。遊びは、いささかも変更されてはならない。それは、プラトンの時代に特徴的に目にされたように、およそ流行や恣意や実験の対象であってはならなかった。⑤「古い」という言葉は、それ自体、目まぐるしく流行が移り変わる今日の一般通念ともいうべき、誇りや蔑みの要素を一つたりとも具えてはならない。⑥新しい遊びの登場は、若者の世界に新しい精神の生まれたことを意味した。そして、新しい精神の誕生は、新しい法律の登場を条件づけたのである。およそ改変は、(良くない事柄の場合を別にすれば)たとえ天候であろうと、肉体の食養生であろうと、内なる性格であろうと、それ自体が「危険」と考えるほかはない。⑦

プラトンはだから、リズムと歌といった、人間に具わる遊びの衝動の

表出様式を何とか安定に導こうと努めて、先に言及されたエジプトの芸術を手本に仰ぎつつ、これらこそ、掛け値なしに聖なるものであって、ゆえに、侵すことも変えることもできないのだ、と声明した。⑧歴史的に眺めるなら、これと共に、オリエント世界では聖職者階級に狭く限定されていた詩作を、それこそ完全に解放し切るというギリシア人に固有の業績は、空しく元の木阿弥に帰して、個人感情の表出としての詩作は、とことん不可能となったかもしれない。⑨というのも、公認の歌や舞踏を別にすれば、その他はすべて『法律』で固く禁じられていたからである。「ノモス」という言葉は、ギリシア語では、法律と歌という二重の意味を具えていた。プラトンは、こうした二重の意味を、ピタリと相互に重ね合わせたのだった。かれ自身の教育組織で公認された歌の数々は、法律に近い形で存在すべきであり、そうした歌に揺さぶりをかけるのは、誰にも許されなかったからである。⑩ここでの歌のエートス、その様式、その目的、その対象は、いくつかの基礎的な規定で大きく制約されていた。⑪そうした歌の選抜については、専門の役所が設けられ、ここでは、半分程度は使用可能な歌も、明らかに、プラトン自身の手でテイルタイオスの哀歌に先に試みられた類いの「修正」を用いて、編集し直すことが義務づけられていた。⑫生きた詩人たちは、『法律』が掲げる精神を仰ぐべき規範として、常に目の前に携えなくてはならなかったけれども、こうした詩人に向けた指図の数々は、おそらく、新しい国家が創設された当初にだけ必要とされたにちがいない。それ以後になると、ひとたび受け入れられた歌に、もはや改変など認められなかったからである。こうした伝統の傍らになおも在席を許されたのは、せいぜい、大いに功績のあった同胞を称える賛歌や賞歌のような、特定の場で作られる詩のみであって、こうした詩はしかも、自らのアレテー(徳)を人生の最後の日まで保ち続けた故人にしか、捧げ送るのが許されていなかったのである。⑬

プラトンは、新しい制度を実際に思い描くにあたり、そもその伝統が、必要な変更を受け入れても何ら問題がないほどに絶対の安定を常に保てるようにした。こうしてかれは、暦年を、生活の時期的な循環を記した基本単位とみなし、さまざまな等級を具えた神々に、供物と祈りで盛大に祝われるべき、当人用に定められた専門の祝日をそれぞれ配備した。そして、供物を捧げて祝われるこうした祝日に、特定の歌と、リズムを伴った身振りと手振りを、それぞれ割り当てたのだった。これらは、いうところの「シェーマタ（定型）」であつて、この言葉は、リズムを伴った事柄の何であるかを記述する際に、今も昔も、ギリシア人の間で規則的に用いられていた。『法律』の中に理想の生活秩序として読み取れるものを、あえて他に比べるなら、各々の日に一定の祝祭用の聖なる儀式と典礼を割り当てた、カトリックの聖暦年が辛うじて挙げられるだろうか。こうした比較は、すでに前にも思い描かれたけれども、プラトンが、自らの基本思想から導き出した当の帰結によつて、その妥当性を改めて確認できるにちがいない。われわれが、プラトンの教育組織を国家の形で思い描こうと欲するかぎり、どうしても、奇異な感じは拭いがたい。けれども、われわれがもし、カトリックの教会という、古典古代以後の世界で最も偉大な教育組織を思い描くなら、『法律』という最晩年の作品は、まさしく、カトリック主義が具える多くの本質的特徴を予言的に先取りしたものと評されるはずである。国家と教会は、今日の世界では見事に仕切られているけれども、プラトンにおけるポリスの概念では、こうした仕切りは存在せず、あくまでも双方が一つにまとめられていた。けれども、ここにもみる一体化は脆くもぶち壊され、精神の王国は、この世の王国の傍らに、これを超える形で築き上げられるに至つた。その際に最も寄与したのは、あるうことかプラトンの手で、人間の共同体がもつ精神的な教育力に課された、途方もない要求の数々

であつた。かれ自身が、自らの教育理念を実現するセンターとして設立した国家そのものは、『国家』から『法律』へと移行する中で、のちに教会の手で実現された、魂を支配する精神的なタイプに向けて驚くほど速いテンポで近づいていった。もつとも、そうした場合でも常に、プラトンの根本思想はいささかも変わらなかつた。すなわち、ここでの王国とは、すぐれた指導の下にはじめて本領を発揮できる、人間に具つた最奥の本性を措いてなく、この本性はしかも、内なる高次要素による低次要素の支配をそもその本分に行っている、というのがその中身であり、これ自体は、『法律』に登場する公理の中に、プラトンの手で基本的な要求項目として明らかに起草されていた。

子供の遊びとその様式をこれほど大規模かつ壮麗に押し広げるのは、多くの人の目に、それ自体としては正しい思想を、価値の上で途方もなく吊り上げる行為と映るにちがいない。そうした押し広げによつて、いづれにしても生存の重点が、以前にはとりわけ真摯に取り上げられるのが常であつた要件から、大きくズレて、生きる上での単なる付属品にすぎないと思われる事柄の領域に移つていくのは否めない。こうなることは、プラトンにもよく自覚されていたから、かれは、ここでの価値転換を、厳かな宗教的言葉を用いつつ、自らの立法における神を中心に据えた基本思想に結びつけながら、堂々とやり遂げた。『法律』の冒頭で、かれは、われわれ人間を神の遊具と称していた。ここにみる人間イメージを、人間にとつて神こそが万物の尺度であると説明された、法の序文における思想と連結させるなら、まさしく、ここに布告された結論が、すなわち、人間の営む生活など、真に大真面目に取り組むには足らないがおのずと導き出されてくるにちがいない。本当のところは（ジュセイ）、真に大真面目に取り組むに足るのは、あくまでも神のみであつて、かくして人間には、自らの内にあつて神の名に値するもののみ

が真剣な取り組みの対象となるだろう。これこそは、ロゴス（知性）に他ならず、神は、これを操りの紐として人間を動かされる。人間における最高の形態は、だから、神の遊具となることであり、できるだけ神のお気に召すように遊ぶことを、人間なら、理想の生き方として心掛けるてはならない。およそこのような神の目で眺めるという観点を欠いた時、人間的なものは、自らの独立自尊の価値を失うほかはない。その中でもとりわけ、戦争と紛争は、もはや本気で大真面目に取り組むには足らなくなる。これらには、「われわれ人間が、とりわけ真剣に引き受けてしかるべき遊び（パイディア）も、さらには、何か語るに足る教育（パイディア）も」とも含まれていないからである。人間はだから、平和な生活をこそ、そもそもの主眼に据えなくてはならない。こうしたわけで、戦争を仕掛けるのは、実のところ、平和を手に入れるためである。と口にされているのである。われわれは、生活の全体を挙げて、神の御恵みが深まるように、供物と歌と踊りを介し、たゆまずに神を礼拝しなくてはならない。これと並んで、外敵の侵入を阻止するのも、同じく避け難い義務に属していて、双方に叶った人物を探すとすれば、ここに述べた精神で教育された人間を措いて他に見当たらないだろう。そしておそらく、中世における教会所属の騎士修道会などが、最も厳密に、ここでの二重の理想に応えていたにちがいない。

プラトンが『法律』に描いた国家の全体は、少なくとも一九世紀のリベラルな連中の目には、驚くほど非近代的と映るかもしれないが、こうした非近代性に並んで、他方ではしかし、多くの驚くほど近代的な要求の数々も明らかに目にされた。たとえば、万人への就学義務、婦人のための馬術、公立の学校や体操場の建設、男女両性に向けた教育——これ自体は『国家』では、単に守護者階級にのみ実施されていた——、日々の仕事を対象とした厳しい時間割、公私の両生活に互る指導者たち

に課された、以前のギリシア人が全く知らなかった夜間業務、教師たちの監督、国選の教育監をトップに据えた高等国立教育局の設置、等々である。この箇所では、プラトンの手で「教育の監視人（＝教育監）」の存在が文句なく前提されている。こうした職務の設立そのものは、『法律』第六巻の中心テーマであった、諸々の職階の制定（アルコン・カタスタシス）に際してすでに目にされていたので、ここでは端的に、プラトン自身が、法の序文から法の本文に話を移していった時（七三五A五）、行政組織に向けた法律と、国家の行政に関する細々した法律を明らかに区分していた点のみを思い出してもらいたい。音楽と体育を担当する役人については『法律』七六四C以下に規定され、これのすぐ後に（七六五D）まさしくクライマックスの形で、教育組織を担当する最重要の職である教育監の制定が続いた。教育監に任せられる者は、五〇歳を超えていなくてはならない。すでにこの——われわれなら言うだろうが——憲法に関連した箇所では、プラトンは、『法律』の国家における教育の根本的な重要性を厳かな言葉（七六六A）で浮き彫り化し、これを介して、ギリシア人には思いも及ばなかった全く新しい職の創設をはっきりと根拠付けたのだった。新しい職は、実に、『法律』の国家で中心的な地位を占めるのは教育を措いてない、という無言の表明であったからである。プラトンは、この職に選ばれた者にも、さらには、それを選んだ者たちにも等しく、そうした最高の教育職は「およそ最高の役職中でも別格的に重要」（七六五E二）なのだと言え込んだ。立法家は、ここにいう最高の教育部局を創設して、かれの国家における教育が、いつの日か「副次的な事柄に成り下がる」のを阻止するだろう。教育監の選挙は、完全に特別な仰々しい儀式に取り巻かれている。政務審議会（ビュレ）とその執行部（プチュタネイス）を除いたすべての役人が、アポロンの神殿に参集して、無記名投票の形で、「護法官（ノモピュラケス）」を構

成員とした夜明け前の会議（ニユクテリノス・シユロゴス）から、それぞれが、教育業務の監督に最適であると判断した人物を、ただ一人だけ選出する。選ばれた者がその任に値するか否かの審査（ドキモシア）には、当人の同僚である護法官たちは、いささかも関与しない。この職の在任期間は五年であり、繰り返し返しての再任は許されていない。当人はしかし、その間もずっと、夜明け前の会議のメンバーを降りることはない。かれ自身は、当然ながら教育の番人として、何はさておき自動的にメンバーであつてよいからである。われわれはしかし、ここでの憲法上の規定から、そろそろ、教育監の公務執行に立ち戻らなくてはならない。すると直ちに、こうした教育監は、自らをどう教育すればよいのか、という問いが生じてくるだろう。かれには、できるだけ細かな指導が与えられなくてはならない。これを介して、解説者ないし教育者という立場で、他の人たちのお役に立てるだろうからである。こうした教育監による指図の土台となるのは、コロス（合唱隊）の踊りと歌をめぐる規定であるにちがいない。というのも、宗教教育は、それ以外のすべてに枠を施すからである。けれども、これらに加えてさらに、およそ自由民の子供なら——というのも『法律』で対象に挙げられているのは、あくまでもかれらだからである——例外なく、多くの学識も学び取らなくてはならない。そうした学識には、基本的な読み書きと、リュラ（豎琴）の演奏と、歌と踊りの対象にならない文芸詩の読書、等々が含まれるにちがいない。

詩人たちを介した教育の仕方については、とりわけ詳しく論じられている。詩の領域での幅広い物知りは、当時の人びとの多くに教育と考えられていたけれども、プラトンは、こうした物知りを激しく叱責した。当時の学習は、当時の他の資料類も裏書きするように、あらゆる詩人の作品を丸暗記する形で進められるのが常であつた。ここでの学習観は、

プラトン『法律』（その三）

詩こそはあらゆる知の百科全書であるという、当のプラトンが『国家』で戦った世の見解とも密接に繋がっていた。こうした学習に代わって、かれ自身が勧めたのは、詩の中の最も優れた部分のみを選び出して、一冊の読本を編纂することだつた。これはまさに、教授に向けた詩の選集の皮切りに他ならない。かれは、教材の負担荷重を避けるためにも、記憶に刻印されるのは詩の中の一節のみでよいと考える。教師たる者は、『法律』に記された規範を念頭に置いて、この選別に取り組まなくてはならない。プラトンはここで、さしあたりは現実の会話という衣装を脱いで、『法律』があくまで文学作品なのだと思わせようとする。この作品は、何らかの詩人の創作にもつぱら実感されるのと同じく、あの神的な靈感を存分に吹き込まれている。プラトンは、実のところ『法律』を韻文における詩と同列に位置づけていささかも憚らない。これこそは、かれ自身に具わつた芸術家としての自覚を物語る最も重要な証の一つであつた。若者たちが、『法律』は最高の様式を具えた詩なのだと考えて、これを読むだけでは十分でなく、さらに加えて教師たちも、そもそもの『法律』を基に、本当の詩の何であるかを査定する自らの基準を形造るとともに、当の『法律』をわけても綿密に研究しなくてはならない。国家の教育を司る最高職としての教育監は、自らが理解した『法律』解釈を基準としつつ、さらには、この作品に起草された見解に従いつつ、仕事仲間をも教師たちをも選出さなくてはならない。ここに挙げた『法律』の精神に内面的に一致しないような人物は、教育者として不適格と考える外はなく、断じて、プラトンの国家に雇い入れられてはならない。われわれは今日、当然ながら、多くの連中がこの作品を称えるだろうが、それはあくまでも、雇い入れてもらいたい一心からなのだ、という背後の虚偽を見誤ることはない。それはともかく、プラトンは、世の人びとが『法律』自体を、あらゆる教育的英知が盛り込まれ

六三

た法典として、さらには、教育の中身を無尽に汲み出すことのできる宝庫として捉えるのを切に望んでいた。だからこそかれは、この作品を、各々の『文法学者』の手に委ねたのである。

ここではしかし、文学の教師に次いで、音楽の教師やキタラの専門家はどのように教育されるべきであり、体育と踊りをめぐる規定は、われわれの手ですでに描き示された一般的思想をどうした形で実践化すべきかなど、一つ一つを事細かに再現するには及ばない。こうした部分には、当然ながら『国家』との繋がりが、あるいは、この問題をめぐる『法律』のこれまでの巻での論究との繋がりが、数多く目にされるにちがいない。プラトンの生真面目さは、ここでは、軽やかな足取りでアイロニーに移行している。こうしてかれは、その踊りと歌において劣悪な手本や事物が遠慮なく模倣されていることから、手厳しい非難を浴びせた詩人たちにも、自らの『法律』を、あらゆる悲劇作品の中でも無比の美しさを誇るものとして差し出したのだった。というのも『法律』は、最も美しく最も優れた生活を模倣していたからである。プラトンは、詩人たちに向けてこう語った、「諸君たちは詩人であるが、われわれもまた、同じ領域に属する詩人なのだ。われわれは、哲学に勤しむ者として、諸君たちの手強いライバルである。われわれは、最も美しいドラマをめぐる敵対者であって、こうしたドラマは、真の意味での法律の手によってはじめて産み出されうると密かに希望したい。……ともあれ今は、柔和なミューズの末裔たちよ、まずもって諸君たちの歌をアルコンの前に提示して、われわれの歌と比べてもらって欲しい。そしてもし、諸君たちの歌がわれわれの歌とあくまでも同等か、もしくはいつそう優れているなら、われわれも、喜んでコロス（合唱隊）を諸君たちに差し向けるだろう。けれども、そうでないなら、親しい友たちよ、断じてそうはしないと考えてもらいたい」と。プラトンの作品は、古い様式の詩と真正面から競

い合うことに、そもその狙いを絞っていた。『国家』では、古典的な詩人に呵責のない攻撃が加えられたけれども、これの前提には、こうした競い合いがあったのである。かれが構築する『未来の国家』における学校やオーケストラで教えられるべき科目として、かれ自身の作品をそれまでの古い詩に代えて法的に導入するのは、論理的にみて、ここでの道が必然的に辿る最後の一步にちがいない。その一步は、ここでの要求をいかに実現するかを問うなら間違いなく察知されるように、プラトンを理解する上に本当の光を与えてくれるはずである。すなわち、この哲学者は、新しい教育を創出するために詩人となり、かれの手で案出された国家を、自らの自慢の作品として世に問うたのだった。われわれは、ここでの発言を『パイドロス』や『第七書簡』における発言とも並置しなくてはならない。それらの作品では、プラトン自身が、書かれた言葉にほとんど意味を認めていなかったように思われるからである。こうした並置を介して、アイロニーの方も大真面目の方も、ともに、自らの度合いのいかにあるかを覗かせるにちがいない。

プラトンという哲学者は、『国家』では、哲学的問答法と数学の上に統治者のエリート教育を組み立てたけれども、『法律』ではしかし、この種の知を、果たして国民の一般教育に望ましいと考えていたのか否か。この点を眺めるのは、大いに啓発的であるだろう。その際、おのずと明らかのように、国家の最高指導者に要求される数学と天文学の長期に互る徹底した専門教育は、市民の一般教育を考える上で、いささかも考えるに及ばない。とはいえプラトンは、ここでの一般教育に対して、単に体育と音楽のみの『古い教育』では満足せず、さらに、こうした分野での実地的な初等教育も付け加えた。これは実に、教育史上に輝くパイオニア的な試みであった。こうした付け加えによって、知力の訓練を求める時代のいや増す要求にそれなりに応えたものの、かれ自身の念頭には、

その際もやはり、もつと高い目標がしつかりと据えられていた。数学にせよ天文学にせよ、かつては世界観への積極的意味を直接に具えていなかったけれども、今や、これを固く具えている。プラトンは、国民に向けた一般教育には、算術に関する、さらには、距離および面積の測定に関する初歩的基礎の知識のみで十分である、と口にしてはいるが、これ自体はしかし、一見して、ソクラテスがこの分野の教育に要求していたのとあくまでも同等の限定であるように思われる。もつともソクラテスは、その際、未来の政治家に何が必要かを考えていたのに対して、プラトンの場合は、世にいう初等教育について語っていた。初等教育はなるほど、これまで一度として計算の訓練を欠いたことはなかった。けれども、プラトンが必要と考える数学の最小限は、明らかにこれを超えて出ている。ここにみられる姿勢は、数学的な科目の新たな勝利を意味している。というのもそれは、専門の高等教育に次いで、今や、国民の一般教育も征服したからである。この科目はしかし、なぜ、あらゆる段階の教育をこれほどに支配できたのだろうか。それはむしろ、数学そのものが、その他の科目に先立って、自らの方法の厳密性を僅かでも損なうことなく、自らの知識を、各々の段階にある子供たちの教育の程度に応じて、さまざまな理解度に合わせて伝達する、という教育上の必要性に大きく慣れ親しんでいたからに他ならない。

プラトンは明らかに、当時の最新の数学に大きく心を奪われていたので、数学の初等教育について自ら主張するところを、ずばり、ギリシアの学問の最新の知見を仄めかして根拠づけたのだ。アテナイからの客人は、あからさまに、わたし自身は、かなりの高齢に達してはじめて、ギリシアの国民を対象とした国民学校に広く刻み込みたいと考えていた、そもその教え（＝数学）を耳にできたにすぎないと語って、高い教育を誇るギリシアの国民が、この点で、空しくエジプト人の後塵を拝

しているのは恥ずべき面汚しである、と説明した。これ自体は、線分と平面と立体が相互に通約可能かどうかの問いに関わって語られた。ここで口にした中身は、明らかに、エジプト数学の知識水準についての最新の報告に依拠していた。そうした知識を、プラトンはおそらくエウドクソスに負っていたのだろう。この人物は、長い期間をエジプトで暮らし、この地の数学をわが目で観察していたからである。計算の初等教育においてエジプト人たちが用い、プラトン自身もその模倣を推奨した「直観的な方法」について、かれに知られていた事柄はすべて、こうした直接の目撃者にもその源を仰いでいたにちがいない。プラトンに情報を提供したのがエウドクソスであったのは、次のような事情からも、いっそう確かななるだろう。というのもプラトンは、ここに示唆された中身を用いて、エジプト人と同じくギリシア人にもまだ知られていなかった、しかも、正しく神を崇拜する上でわけても重要であった、まったく別の教えを導き入れていたからである。ここにいう「別の教え」とは、天文学的な知見であって、こうした知見に耳を傾けるなら、いわゆる惑星ないし「惑える星」という命名は、当の星にとって、まるで不当となるだろう。というのもこの星は、肉眼で観察される限り、遙かな天空を前方や後方に勝手に動くように見えるけれども、そうではなく、一定の規則的な円軌道を常に描いていたからである。こうした理論は、エウドクソスの手で樹ち立てられた。そして、プラトンがここでの関係でわけでもない言及している知見、すなわち、サターン（土星）という惑星は、肉眼で見たかぎり、最も遅く動いているのだが、その実、すべての星の中で最も速く動き、最も広い軌道を歩んでいるという知見は、この理論に大きく負っていた。プラトンは、ここに挙げた天文学的事実を、それぞれの天体が魂を具えた生き物であり、目に見える神々なのだ、という自らの天体観に当てはめた。この観点から眺めると、天文学上の今ある間違い

は、天体にとって、受けるに値する名誉のこの上ない不履行となるだろう。そうした不履行は、すでに、オリンピック競技の走者によってこの上ない不正と考えられたのだが、いわんや、宗教上の神崇拜においては、さらにそうであった。⑤⑥ こうして、数学と天文学の授業を国民学校に求める主張は、『法律』における独特の神学へと直接に流れ込んでいった。その神学では、天体が示す永遠の数学的循環をわが目で観察するのが、神の存在を信じさせる中心の源とされていたからである。「諸々の学問」に具わった、わけでも天文学に具わった神学的な機能は、プラトンにとって、当の学問の本質的な機能であった。神の存在証明に献じられた『法律』のこれ以後の論述では、それまでの世紀に顕著な無神論的に構想された天文学から、この学問における新たな発見を媒介項として、正しい神認識の足場がどのように形造られていくかの歴史の変遷が、迫力豊かに力説されている。本当の意味での「リアルな」教授の強化は、とどのつまり、市民たちの心に神への信仰をしっかりと植え付ける効果を具えているのである。⑤⑦

プラトンは、自らの手で構築したポリスが、現存するポリスのすべてから大きく異なっているのを目にして、これ自体を、他の世界とどのように関係させたらよいかをおのずと問わざるを得なくなった。まず、そのポリスは海辺の国でなかったから、語るに足る貿易には従事せず、経済的な自給自足を求めるだろう。⑤⑧ しかもこのポリスは、精神的な点でも、自らの完璧な法律の働きを妨害するような外からの不測の影響を何ら受けないにちがいない。⑤⑨ 異国への旅は、軍隊の伝令と政治使節とテオロイ（祭使）にのみ許される。⑥⑩ もっとも、最後に挙げた「テオロイ」でプラトンが理解していたのは、この言葉が慣例的に意味した「祝祭使節」などではなく、あくまでも精神の人として学問的な研究に従事する、それゆえ、他の人びとの文化と法律を本当の意味で「テオレイン（観察）する」人

物であって、こうした「テオレインの人（「テオロイ」）は、ゆっくりと時間をかけて異国の状況を研究した。⑥⑪ いかなる国家であっても、優れた人と劣った人を見分ける確かな人間認識を欠くなら、およそ完全体にはなりえないし、自らの法律も維持できないだろう。ここに挙げた異国への研修の旅が主たる目的とするのは、テオロイ自身が、その地での数少ない超一流の人物たち、すなわち、大衆に混じって生きるところの、ともに語り、ともに意思を疎通するに足る「神の如き人びと」と豊かに交流することを措いてない。⑥⑫ プラトンにとって、この手の人物が、最高に整えられた国家であれ、劣悪な国家であれ、およそ世界のいたる所で頻繁に目にされるなど、そう簡単には容認できなかったにちがいない。プラトン当人は、何度も、それも長期に亘ってアテナイを離れていた。異国への旅をめぐる、すなわち、その地の優れた精神の持ち主を「広く深く観察する（テオレイン）」行為についての法律は、明らかに、かれの個人的な体験にそもその源を仰いでいた。派遣されたテオレイは、異国における同等の人たちと交流して、どうした法律が自らのポリスに適し、改善には何が必要なのかについて、自己の意見を形造らなくてはならない。⑥⑬ こうした課題を割り当てられるのは、豊かな経験の持ち主で、しかも五〇歳を越えた人物しかない。⑥⑭ そうした人間が帰国すると、最高の公的機関ともいべき、秘密に催される「夜明け前の会議」に自由に立ち入ることができる。この会議のメンバーは、大祭司長、一〇人の最高齢の護法官、執行部の構成員、文化と教育を司る「教育全般の監視人」としての教育監、および、いまだ存命の中のかれの前任者であって、その管轄領域は広く立法と教育に及んでいる。要するに、立法と教育のさらなる改善こそ、こうした会議の主たる仕事に他ならない。帰国したテオレイは、異国の地で他の人たちの制度を身近に目にしたであろうから、教育および立法の領域で他の人たちから耳にしたあらゆる刺激的内容を、

かれ自身の観察内容に加えて、きつちりと報告しなくてはならない。かれの報告はしかし、厳しいチェックを必要とするだろう。報告された異国の制度が、有害な影響の流れ込む魔の入口となつてはならないからである。およそこのように、夜明け前の会議のメンバー構成をみても、さらには、この会議の活動の目標設定や、テイレイの研修旅行の目的規定をみても、そこには明らかに、すべてを統括するのは教育であるという、『法律』の国家に占める教育の中心的な位置づけが堂々と映し出されていた。プラトンがひたすら努めたのは、他でもない、かれの手で構築された国家を硬直の危機から守るべく、国家中での権威ある生活規制に柔軟性を与えて、外からの有益な提案を弾力的に受け入れさせることであつた。

(六) 統治者の教育と神の認識

夜明け前の会議は、まさしく国家の鑑(かすがい)であつた。この会議のメンバーは、およそ政治家なら目を向けてしかるべき目標そのものを、しっかりと認識してはならない。『国家』で構想された国家の基本構造は、ここにおいて改めて確認されるにちがいない。あの作品では、ここにおいて目標は『善のアイデア』と呼ばれていたけれども、ここではそれが、従来のソクラテスの言い回しを借りて『諸々の徳の単一性』と呼ばれている。もつとも双方は、そもそもの意味において何ら異ならない。というのも、善という存在はさまざまな現われをみせ、それらは一般に『アレタイ(諸々の徳)』と呼ばれているのだが、そうした現われの数々の中に『一なる善が捉えられた時、捉えられた当のものは、善のアイデアを措いてなかつたからである。』『国家』では、およそ国家を形造るこうした最高の知を担うそもそもの器官は、まさしく国守りであ

つた。『法律』ではしかし、これに相当するのは、夜明け前の会議である。この会議のメンバーは「すべての徳」を所有しつつ、これを介して同時に、そうした徳を形造る精神的な原理としての『多の中の一』を洞察する哲学的な知力も併せて所有しなくてはならないと、はっきり語られていたからである。ここにおいて知力は、『国家』で詳しく論じられていたけれども、『法律』ではしかし、まことに簡単に、これ自体は統治者教育に固有の事柄であるとのみ仄めかされているにすぎない。とはいえ双方は、本質的な差をもたないだろう。加えてわれわれは、そもそもの冒頭で、『法律』にはアイデア論が欠けていると語つたけれども、これによつて、その言葉の意味をわれわれに周知の今日的な仮説の意味に解して、プラトンは晩年に至つて自らのアイデア論を放棄したと訴える連中に、発言の正当性が与えられてはならない。実のところ、『法律』第十二巻でプラトンの語つた統治者の教育をめぐるスケッチ風の所見から、まさしく逆の事柄が、この上ない確かさで推論されうるからである。この箇所では暗に仄めかされているのは、プラトンの読者には周知の哲学的問答法であつた。というのも暗に仄めかさないで、そうした問答法の教育価値を改めて取り上げたなら、すでに『国家』で語られた中身を単にくり返すに過ぎないからである。とはいえ、哲学的問答法がもつ形成的な働きは、『多の中に一を概観する』という従来の言い回しを用いてはつきりと表示され、さらには、『諸々の徳もつまりは一つの徳に帰着する』という、従来のソクラテスの基本問題に触れつつ具体的に説明されていた。実のところ、何らかの任意の理念などでなく、こうした徳の問題こそはまさしく、『多の中に一を看取する哲学的な知を、統治者教育と国家全体の根底に据える』というプラトン固有の思想が生み出されてきた、そもそもの源に他ならなかつた。このような中心点に着目すると、プラトンの思想は、最初期の作品から最晩年の作品までいささかも変化して

いない。かれの思想は、諸々の善が一であるのを観るプロネーシス（英知）こそ最高の規範であり真の理想であつて、これには、徳としての最高位が割り当てられるべきだという点でも、やはり変化していないのである。『法律』に登場する夜明け前の会議のメンバーは、『国家』に登場する国守りに比べて、自らが受ける哲学的教育の上でいささかも引けを取らない。この会議のメンバーは、真理の知そのもの、こうした知を言葉に表現する力、その知の実践例を世に示す力を、まさしく三位一体的に具えていたからである。プラトン自身は『法律』で、行為の上での生きた手本こそあらゆる教育の真の中心核なのだ、常に繰り返し力説した。およそ統治者なら当然に認識しておくべき真理は、行為に際して真に大真面目に取り組むに足る事柄としての、いわゆる価値の知なのである。こうした価値の知の体系がその頂点に仰ぐのは、神の知であつた。というのも神こそは、プラトン当人も教えてくれたように、あまねく万物の尺度であつたからである。この尺度を本当の意味で法律や生活に具体化しようとすれば、立法家も国の統治機関も、最高の存在であり最高の価値である神の知をわが手に保持してはならない。ここにいう神は、『法律』の国家では、統治に携わる者なら魂の内に保持してしめるべき、最高の規範としての善のアイデアが『国家』で占めていたのと同じ位置を占めていた。双方の間に、本質上の差は認められない。認められるのは単に、双方が客体として現われ出る局面と知の段階の差ではないのである。

プラトンの『法律』は、神への考えを述べて幕を閉じる。けれども、その背後に認められるのは、第十巻も示すように、この上なく完全な神学であつた。ここではしかし、ギリシア教育の歴史を扱っているのだから、これ以上、こうした神学の概念構造に立ち入るには及ばない。そうした概念構造は、ギリシア人の哲学的神学の歴史を論じる中で扱われる

のが望ましく、その関係では、別の場所で改めて論究されてしかるべきだからである。ギリシア人の教育とその哲学的神学は、ギリシアの学問や芸術が見る影も失つて、ほとんど保持されなくなった幾多の世紀に互つて、ギリシア文化が世界史に働きかける二つの中心様式に他ならなかつた。ホメロスの世界では、人間の徳（アレテー）と神々の理想という形で、双方は基本的に結びついていて、プラトンでは、こうした関係がそれとは別の段階で改めて確立されている。双方の総合（シユンテシス）は、『国家』と『法律』という偉大な二つの教育作品においてわけても明白となつていて、そうした明白性と決然性はしかも、『国家』から『法律』に至つていっそう度合いを高めていた。これの頂点をなすのが、他でもない『法律』の最後の言葉であつた。われわれはさらに、完全に神の問題に献じられた第十巻も、これに付け加えなくてはならない。ところで、ここに挙げたプラトンの最後の言葉における暗示的な概略の背後には、あらゆる人間的な知の最終に位置する、まさに知の頂点ともいふべき、この世の最高の事柄を考察する神学の構想が、断じて過小に評されてはならない重みを湛えて明らかに潜んでいた。この点については、プラトンの形而上学が、アリストテレスやその他のプラトン学徒たちの神学の中に歴史的に継承されていった事実から、さらには、こうした学徒の一人である『法律』の編纂者の手で付け加えられた『エピノミス（法律後記）』からも、しっかりと確認されるにちがいない。ここでは、純然たる教育の知と最高の存在の知の間に、今日の世界で想定されているような差はいささかも認められないだろう。というのもプラトンの考えでは、そもその神の知に自らの源と進路と目標を見い出さないような知など、およそ本当の教育の知とは考え難かつたからである。かれ自身は、この世での創造的な仕事を終えるエピローグとして、こう説明していた。神が実在するという人間の信仰はすべて、あくまでも二つの源

から流れ出てくる。すなわち、天空の星たちがその上を動く、永遠に同じ姿を保った数学的な円軌道の知と、われわれの内にある「永遠に流動する存在」としての魂がそれなのだ²²⁶。と。アリストテレスからカントの『純粋理性批判』に至るまで、われわれ人類は、哲学の上でプラトンの認識を超え出たことがおよそなかった²²⁷。というのもアリストテレスは、神を確証するここでの二つの源を、プラトンの『法律』から自らの神学に導き入れていたし、カントの『純粋理性批判』も、あらゆる革命的な論理的踏査をやり尽くしたのち、実際には再び、こうした二つの源に辿り着くことになったからである。こうして、あまねく人間教育の本来に不動の基盤を暴き出そうとして、まさしく生涯を賭けて流されたプラトンの汗は見事に実を結んで、この世には人間以上に高貴なものがあり、それが実は人間の真の自己なのだ、という考えを生み出した。古えのヒューマニズムは、プラトンの教育に想定された姿をまとい、それゆえ、自らの中心に神を据えていた²²⁸。こうした考えをその中に刻み込むように、ギリシア国民の歴史的伝統の手でプラトンに差し出された社会様式が、つまるところは国家であった。かれはしかし、当の国家に「あらゆる尺度の尺度である神」という新しい神概念を染み込ませて、これ自体を、時と所に制約されたこの世の単なる組織体から、理想的な神の王国に向けて大きく変容させた。ここにいう神の王国は、そのシンボルである「星」という生きた神々と同じく、どこまでも普遍の姿を保っていた。こうした生きた神々（星）の光り輝く身体こそ、プラトニズムが、オリュンポスのあまりに人間臭い神々の肖像に替えて据えた新たな神々の像（アガルマタ）であった。そうした神々は、人間の手で建造された狭い神殿の内に縛りつけられず、その光りは、見えざる最高神を告知しながら、あまねく地上の民衆の上に広く輝き渡っていた。

注

²²⁶ 家庭も家族も、総じて『法律』における国家に存在すべき点は、現にある状態と大きく近似していた。こうした社会構造の基盤は、所有地の配分を扱った箇所（七三五B以下）に掲載されている。この箇所はなるほど、教育そのものと何ら関わりを持たないが、そこに示された財産と収益に関する規定をめぐる見解は、当然ながら、教育を構築する上でも決定的な役割を担っていたからである。というよりは逆に、私有財産の保持は、プラトンも『法律』七四〇Aに述べているように、それ自体がまさに、特定の教育段階と文化段階の表明に他ならず、今ある出産と育児と教育に基づいていた。

²²⁷ 『法律』七八八A。

²²⁸ 『法律』七八八A—B。

²²⁹ 『法律』七八八C。

²³⁰ 出産（ゲネシス）と育児（トゥロペー）と教育（バイデウシス）は、互いに補完し合って一つの全体を形造っていた。『法律』七四〇A二と七八三B二を参照のこと。

²³¹ 『法律』七八三D—E。

²³² 『法律』七八四A。

²³³ 『法律』七八四B。

²³⁴ 『法律』七八四C以下。

²³⁵ クリテياس・断片三二（ディールス）。

²³⁶ 『法律』七八九A以下。

²³⁷ 『法律』七八九B—C。

²³⁸ 『法律』七八九C—D。

²³⁹ 『法律』七八九E。

²⁴⁰ 『法律』七九〇A—B。

²⁴¹ 『法律』七九〇C—E。

²⁴² 『法律』七九〇E以下。

²⁴³ 『法律』七九一C。

²⁴⁴ 『法律』七九一D。

²⁴⁵ 『法律』七九二B以下、七九三Aも参照のこと。

- ②46 『法律』七九二E。アリストテレス自身はこれも継承していた。
- ②47 『法律』七九二B四。
- ②48 『法律』七九三A一〇—C。
- ②49 『法律』七九三D。こうしたコメントはすべて、言うまでもなく、アテナイの法律に向けられていた。アテナイの法律は、そうした事柄のすべてに互って完全に口を閉ざしていたからである。
- ②50 『法律』七九三D。
- ②51 ここで言及され、実例として引用されているのは、スパルタ人、クレタ人、ケルト人、イペリア人、ペルシア人、カルタゴ人、スキュティア人、トラキア人、サウロマタ人、および多くのギリシア国家とその領土における慣例（ノミマないしエピテーデウマタ）であった。
- ②52 『法律』七九三D七—E。
- ②53 『法律』七九四A—B。
- ②54 『法律』七九四C。
- ②55 『法律』七九四D五—七九五D。ここにいう右利きと左利きに向けた教育が本当に可能である証拠として、七九五Aには、スキュタイ人の慣例が引用されている。
- ②56 『法律』七九五D六以下。
- ②57 『法律』七九六A。
- ②58 『法律』八一三C六以下。専門的技術の教師については八一三Eを参照のこと。
- ②59 『法律』八一三D六。
- ②60 『法律』七九六B。
- ②61 『バイデディア』一卷四六九頁を参照のこと。
- ②62 『法律』七九六C—D。
- ②63 イソクラテス『アレオパギティコス』八二、デモステネス『フィリポス』の随所。
- ②64 ヴィラモヴィッツ『アリストテレスとアテナイ』一卷三五三頁。
- ②65 I・O・ロフベルグ『アテナイにおけるエフェボス制度の成立年代』
- ②66 『法律』七九六E。古典言語学、第二〇巻、三三〇—三三五頁。

- ②67 『法律』六五九D以下。なお六七三B六も参照のこと。そこには、音楽の改革は十分にやり終えられたと説明されている。
- ②68 『法律』六五八E。並の人間に最大の喜びを用意するのではなく、十分な教育を身につけた人間（ヒカノース・ペパイデウメノイ）にそうするものが、最も優れた芸術であった。
- ②69 『法律』七九七A以下。
- ②70 『法律』六四三B—C、六五六C。
- ②71 『法律』七九七A七。
- ②72 『法律』七九四A。
- ②73 『法律』七九七B—C。
- ②74 『法律』七九七C五—D。
- ②75 『法律』七九七D。
- ②76 『法律』六五六D、七九七Aも参照のこと。
- ②77 『法律』七九八B—D。
- ②78 『法律』七九八E—八〇〇A。
- ②79 『法律』八〇〇B—八〇一E。
- ②80 『法律』八〇一D、八〇二B。
- ②81 『法律』八〇一E—八〇二A。
- ②82 『法律』七九九A。
- ②83 『法律』八〇二E五。なお、『バイデディア』一卷一七五頁も参照のこと。
- ②84 プラトンの教育は、カトリック教会の精神的構造にも匹敵するのだが、その特徴を挙げると、神に奉仕する際の、姿勢と歌と動きにおける決まった様式に高い評価が与えられていること、そして何よりも、プラトン自身が、人間の生活全体と教育そのものを、あくまでも神学体系の上に築いて、あらゆる事柄を査定する唯一の尺度に、神とその御心に叶うことをしつかり据えている事実が、とりわけ指摘されなくてはならない。かれは、自らの説く体制の真実性を否定したり、神の實在に疑念を抱くようなことがあれば、それは死罪に値すると脅かした（『法律』第一〇巻の九〇七D—九〇九Dを参照のこと）。この場合に引き合いに出されているのは、アテナイという最も古い歴史を誇る都市国家にすでに目にされていた、無神論を理由にした告訴の様式であった。とはいえ、アテナイ

という国家は、国家の認める神々を否定した理由でソクラテスに死を宣告したけれども、『法律』におけるプラトンの国家では、まさしく事態は逆転して、ソクラテスの告知した新たな神を信じない人間は誰でも、死を宣告されたのだった。プラトン当人もはっきりと認めているように、神の否定者が、もはや治療不可能と見捨てられる前に、ともかく実践せよと命じられた。哲学を介した魂の世話を、何年にも互ってひたすらやり抜いた者なら、当然、善は永遠という教えの真实性を知って、これを認めないわけにはいかない。

- ②85 『法律』六四四D。
 ②86 『法律』七一六C。
 ②87 『法律』八〇三B—C。
 ②88 『法律』六四四D七—六四五Bを参照のこと。プラトンは、われわれが論じている箇所（八〇三Cと八〇四B）では、明らかに、このイメージを改めて引き合いに出している。

- ②89 『法律』八〇三C、E。
 ②90 『法律』八〇三D。
 ②91 『法律』八〇三E。
 ②92 『法律』八〇四D。
 ②93 『法律』八〇四E。
 ②94 『法律』八〇四C。
 ②95 『法律』八〇五C。
 ②96 『法律』八〇七D六—E。
 ②97 『法律』八〇七E。
 ②98 『法律』八〇八E。

②99 プラトンは、国家の教育組織の頂点に位置すべき最高の役人を、それぞれ、『法律』八〇九Aでは「護法官の中で子供たちの監督に選ばれた者（ホ・トーン・ノモピュラコーン・エピ・テーン・トーン・パイドーン・アルケーン・ヘーレメノス）」、八〇九B七と八一三C一では「子供たちの監督者（パイドーン・エピメレーテース）」、八一三A六では「音楽担当の役人（ペリ・テーン・ムーサン・アルコーン）」などと呼んでいる。

③00 『法律』八〇九A六。ここでの教育監を教育するのは、実に、法律それ自体である。

③01 『法律』八〇九B。
 ③02 『法律』八〇〇A以下を参照のこと。ここでは、強固な伝統を樹ち立てるために、綿密な規定の数々が与えられていた。

③03 『法律』八〇九E—八一〇C。
 ③04 『法律』八一〇E。
 ③05 クセノフォン『饗宴』三・五を参照のこと。

③06 『国家』五九八E、五九九C、クセノフォン『饗宴』四・六も参照のこと。

③07 『法律』八一二A。
 ③08 『法律』八一二C以下、わけてもD五。

③09 『法律』八一二C六一—一〇。
 ③10 『法律』八一二E。

③11 『法律』八一二E六一—八一二A一。
 ③12 『法律』八一二Bでは、こうした表示が詩の教師に用いられている。

③13 『法律』八一二B以下。
 ③14 『法律』八一三B以下。

③15 比較してほしいのは、わけても第二巻である。
 ③16 『法律』八一七A—B。

③17 『法律』八一七B六以下。
 ③18 『パイドロス』二七七E。さらには『第七書簡』三四一C。

③19 『法律』八一八Aも示すように、プラトンは、『法律』でもやはり「握りの少数者（ティネス・オリゴイ）」に、数学的科目の「厳密な知（ホース・アクリベイヤス・エツコメナ）」を要求していた。ここに用いられた「厳密（アクリベイヤ）」という言葉は、第二巻（九六五B）で「未だの統治者に向けた教育を指し示した「より厳密な教育（アクリベステラ・パイディア）」という言い回しを意識的に思い出させてくれる。この言い回しは、『国家』から直接に借用された。というのもプラトンは、『国家』五〇三D八で、統治者の教育を同じく「最も厳密な教育（パイディア・ヘー・アクリベステラ）」と表示していたからである。それゆえ、

『法律』における統治者教育と『国家』第七巻に記されたその間に、こうした点ではいかなる差も認められない。『法律』第七巻に要求されている数学のカリキュラムは、あくまでも国民の一般教育（スミクラ・パイデア）のレベルに相当する。これについては『法律』七三五A四を参照のこと。

③20 『法律』九六七A以下を参照のこと。

③21 『法律』八一七E。

③22 クセノフォン『ソクラテスの思い出』四巻七・二以下。

③23 『法律』八一八C―Dに、数学の必要性と数学的科目を学ぶ上での正しい順序について語られた中身を参照のこと。これ自体は、十分に練られた教育の体系を前提にしている。こうした科目の人間性に富んだ性格は、『エピノミス（法律後記）』九七八Cでも強く力説されていた。

③24 『法律』八一八B―八一九D。

③25 『法律』八一九E一〇以下。

③26 研究を目的としたエウドクソスのエジプト滞在については『ディオゲネス・ラエルティオス』Ⅷ・八七を参照のこと。

③27 『法律』八一九B三。

③28 『法律』八二一B―八二二C。

③29 Th・ヒース『ギリシア数学への案内』（ロンドン、一九三一年）一八八頁。テオプラストスに従うなら、プラトンが、いわゆるフィロオオスの天体運行説を受け入れたのは、はるか高齢に達してからであった。この説そのものは、『法律』のこの箇所にはいまだ暗示されていない。

③30 『法律』八二二B―C。宗教の本質は、ギリシア人の感覚に従うなら、何はともあれ、神々にふさわしい荣誉と賛美を十分に尽くすことにあった。わたしの『パイデア』第一巻の三二頁を参照のこと。そこには、こうした宗教の姿勢が、古き良き時代のギリシア世界の貴族倫理といかに緊密に結びついていたかが、詳しく解き明かされている。

③31 神の信仰へと導く二つの源については『法律』九六六Dを参照のこと。そうした源の一つは、天体が歩む永遠に均一な数学的軌道の知であり、もう一つは、われわれの内にある「永遠に流動する存在（アエナオス・ウーシア）」としての魂の営みを内的に体験することであった。わたしの

『アリストテレス』一六五頁を参照のこと。天文学的な法則の本当の知を必要とするのは、むしろ未来の統治者に限られていた。『法律』九六八Aを参照のこと。

③32 『法律』九六七A以下。

③33 プラトンは、『法律』八二二Dにおいて、数学分野の科目群の教授をめぐる規定に続いて、奇妙なことに、教育としての狩猟をめぐる長大な論究をくり広げた。こうした論究は、『法律』第七巻における教育立法の終了地点に置かれている。この地点は、そこから知性の教育が始められてしかるべきだけに、明らかに、そうした論究にはそぐわない。この論究はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論究を、わたし自身は、狩猟をめぐるクセノフォンの作品に結びつけて扱った。というのもこの論究は、教育に対する狩猟の意味をめぐるこの作品の見解と見事に一致していたし、双方は、互いを解説し合っていたからである。

③34 『法律』九四九E。なお、七〇四B以下も参照のこと。そこには、内陸的で農耕的なポリスの性格がはっきりと確立されていた。

③35 『法律』九四九E七。

③36 『法律』九五〇D。

③37 『法律』九五二A。

③38 『法律』九五二B―C。

③39 『法律』九五二C六。ことごとく同じく、プラトンは『法律』九五二D―九五三Eにおいても、外国人の受け入れと、受け入れを許されてよい人たちの種類について、綿密な規定の数々を作成している。そうした人たちの中には、商人と見物人と外交使節に並んで、第四の部類として学問的な理論を専門にする人たち、それゆえ、学者タイプの研究者の姿も目にされた。こうした研究者は、教育監やその他の学者の下に自由に立ち入ることができたのである。

③40 『法律』九五二C―D。教育の領域に有害な改革を導入するのは、まさしく死罪に値すると脅されていた。

③41 『法律』九二六C。

③42 目標（スコポス）については『法律』九六一E七―九六二Bを参照の

こと。こうした目標の知を義務づけられた国家の構成部分は、『法律』九六二C五に登場する「夜明け前の会議（シユロゴス）」を描いてない。

③43 『法律』九六三A以下。プラトン自身がここで引き合いに出しているのは、第一巻～第二巻に登場した論述であった。その論述は、あらゆる立法の目標（スコポス）を問うことから出発しながらも、これを、スパルタ国家が目標に掲げた勇氣の徳に代わって「すべての徳（パーサー・アレテ）」と規定したのだった。こうした目標の規定は、『法律』における立法すべての根底に絶えず認められたけれども、プラトンはしかし、統治者の教育をめぐってなお一言が口にされてよい最後の箇所、今一度はつきりと、われわれの目をこの目標に振り向けなくてはならなかった。

③44 『法律』九六三A―九六四Cにみられる「諸々の徳の単一性」は、プラトンの初期対話篇からも知られるように、あのソクラテスに馴染みの問題であった。ロバン『プラトン』（パリ、一九三五年）二七二頁を参照のこと。ここにいる「徳の総体」は、善自体の知と同一視されてよい。注③45を参照のこと。

③45 『法律』九六二D四。プラトンは、ここでの「徳の単一性」を、『法律』九六二Dと九六三B四では、ひたすら端的に「一なるもの（ト・ヘン）」とも呼んでいる。

③46 ジャクソン、ルトスタウスキー、その他の人たちもこれに属する。

③47 『法律』九六五C「一なるイデアに目を向けること（ト・プロス・ミアン・イデアン・ブレペイン）」。哲学的問答法は、ここでもまた「より綿密な方法」という表示の下に語られていた。

③48 『法律』九六三C五―E。なお六三―C五も参照のこと。

③49 『法律』九六六A―B。

③50 『法律』九六六B。

③51 『法律』九六六B四「真剣になるべき事柄のすべてについて（ペリ・パン・トーン・トーン・スプウダイオン）」。この言い回しはプラトンが、すでに『プロタゴラス』と『ゴルギアス』で自らの発案した新しい「政治の術」に与えたところの、「最高の人間的な事柄の知」という表示を思い出させてくれるだろう。『法律』における統治者教育の主題は、これを措いてない。

③52 『法律』九六六C。なお七一六Cも参照のこと。

③53 『国家』四八四C―D。五〇五Aの「学ぶべき最大の事柄（メギストン・マテーマ）」も参照のこと。

③54 「万物の尺度」に他ならない神は、プラトンが『法律』九六二Dと九六三B四において、哲学的問答法を介して統治者が得る知自体の対象に規定した、あの「一なるもの（ト・ヘン）」と同一視されてよい。ここでの統治者は、『国家』に登場する統治者とあくまでも同じく、まさに哲学者でもあった。そして、こうした統治者の知の頂点に位置するのは、『国家』でも『法律』でも、いささかも変わらずに神学であった。『法律』ではしかし、われわれは、神殿そのものの聖域に何ら足を踏み入れないで、ひたすら戸外の敷居の前に佇んでいる他はなかった。それゆえプラトンが、そうした知の対象を従来のやり方を踏襲して、ここでは端的に「神」とも呼んでいるのは、実のところ、この『法律』に相応しいのである。もつともかれは、「神」という名でもそもそも何が弁証法的に考えられているかを、少なくとも暗に仄めかしてはいた。それは、他でもない「一なるもの」であって、これ自体は、当の本質に基づくなら「善そのもの」といささかも異ならない。

③55 マックス・シェーラー『知の形成と教育』（ボン、一九二五年）三二―三九頁。

③56 『法律』九六六D。

③57 真面目に考えるに足るこうした事柄の数々は、わたしの『アリストテレス』一六五頁にまとめられ、正当に評価されている。

③58 『法律』九六七D：「あの二つの源から流出してくる（注③59を見よ）神なもの知を欠くなら、いかなる人間でも、確固たる神の崇拜に至るのは難しい」。ともあれ、ここにいう本当の神の崇拜において、プラトンの『法律』における人間の教育はすべて、その頂点に達するのである。『法律』のエピローグは、そもそもそのプロローグで約束されたことをきっちり守っている。『法律』六四三Aを参照のこと。そこには、こうした教育が、先取りの形で「神への道」と記されていたからである。